

平成21年度  
第4回兵庫県都市計画審議会

平成22年3月30日(火)  
農業共済会館7階 大会議室

開 会 午後 2時00分

議長 それでは、平成21年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年度第4回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議案は、阪神間都市計画区域区分の変更をはじめとする23議案で、うち、20議案は都市計画区域マスタープランとそれに関連するものです。これらは、今後の都市づくりの基本的な方向性だけでなく、都市をめぐる社会経済情勢の変化、各種の社会的課題に適切に対応するための方向性も盛り込まれた大変重要なものであると認識しております。

今回変更しようとするマスタープランは、平成19年の当審議会答申を踏まえて見直されていると思いますが、各都市の健全な発展を支える最も基本となる方針ですので、十分な審議に当たっていききたいと思います。

議案が多くございますので、早速お手元の議案書に基づき議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつといたします。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

議案の説明に際しましては、関連するものは一括して説明を受けたいと思います。

なお、審議中のご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてからご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、まず、第1号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 第1号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

議案書は3ページから15ページです。

前面スクリーンをご覧ください。これは尼崎市の全域図です。

今回の変更地区は、赤色で示しております尼崎市南東部に位置する東海岸町沖地区です。本地区は、昭和62年10月から公有水面埋立免許を取得して、大阪湾フェニックス計画に基づいて、大阪湾圏域の市町村から発生する廃棄物等の埋立処分を行って、埋め立てた土地の有効活用を進めているものです。これまで埋立工事の竣功が確実となった区域を、計画的な市街地整備の見通しがある区域として、順次、市街化区域に編入してきたところ です。

黄色でお示しする区域は、平成13年と平成19年に市街化区域に変更し、金属機械工業製品の事業用地として使われております。

昨年12月22日に赤色でお示ししています区域が竣功し、今後、平成22年度末をめどに青色で示す区域が、平成23年度末をめどに緑色で示す区域が埋立竣功される予定でございます。埋立工事の竣功に合わせて、市街化区域に編入していく予定です。

なお、現在、土地の造成は建設残土で行っておりますので、社会経済情勢の変化によっては、建設残土の搬入計画に変更が生じる可能性があります。竣功時期につきましても、それに伴って変更される可能性がございます。

では、今回の変更地区をご説明いたします。

今回の区域区分の変更地区は、昨年12月22日に埋立竣功した面積約16.1ヘクタールの区域を市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。用途地域につきましても、区域区分の変更に伴いまして、新たに市街化区域に編入される区域を、良好な市街地形成と合理的な土地利用の推進を図るために、土地利用計画と周辺の用途地域との連たん性から、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更しようとするものです。

本案につきまして、平成22年1月5日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、本案について、尼崎市に意見聴取したところ、異存なしとの回答をいただいています。

以上で、第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

27番 第1号・2号議案に反対するものではありませんが、意見を述べていきたいと思っております。

尼崎市臨海フェニックス地区の工業専用地域の用途変更について、現在、県と市が協議をしているようですが、交通対策が課題となっています。渋滞などが起きないように対策を行うことを申し述べておきたいと思っております。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第1号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第2号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第3-1号議案「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第3-2号議案「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第3-3号議案「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び第3-4号議案「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 都市計画区域マスタープラン(東播磨地域)についてご説明いたします。

議案は、第3-1号議案 東播都市計画区域、第3-2号議案 中都市計画区域、第3-3号議案 東条都市計画区域、第3-4号議案 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更です。

お手元の議案書は17ページからになります。座って説明させていただきます。

前面スクリーンをご覧ください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン、これ以降「都市マス」と呼ばさせていただきます。

初めに、本日ご審議いただく第3-1から3-4号議案及び第8-1から8-4号議案、第14-1から14-5号議案、第22-1から22-3号議案に共通する内容としまして、都市マスの見直しに当たっての策定の経緯と都市マス等の見直し基本方針及び広域都市計画基本方針の策定、これらを以降「見直し方針」と「広域方針」と呼びます、と都市マスの構成と都市計画に関する方針の基本方針について、一括してご説明いたします。

まず、策定の経緯です。

今回の見直しに際しまして、平成18年度に都市計画審議会への諮問、専門委員会での検討と答申を経て、見直し方針を平成19年7月に策定し、平成20年5月には、都市計画区域を超える広域的な課題や都市づくりの目標を定める広域方針を策定しました。これら2つの方針をガイドラインといたしまして、都市マスを策定しております。パブリック・コメント、説明会・公聴会を行

って案を作成し、案の縦覧を経て、本日ご審議いただくものでございます。

見直し方針には、人口減少など都市を取り巻く環境変化に対応した都市計画の目標のほかに、都市計画区域を超えた広域的な課題に対応するための広域方針の策定の必要性、都市マスの見直しに当たり、市町合併に伴う旧市町単位の都市計画区域を統合再編することや、地域固有の美しい景観づくりについて「景観形成の方針」というものを新たに加えて、コンパクトな都市形成、都市環境負荷の軽減の必要性など、都市計画に係る7つの方針に関する基本的な考え方と、都市再開発方針や区域区分、いわゆる線引きですが、の見直しの考え方を示しました。

見直し方針で策定の必要性が示されました広域方針は、地域ビジョン策定対象の7地域を基本とし、都市づくりの目標や総合的・一体的な広域の都市計画の基本方針を示しました。

では、都市マスの構成についてご説明いたします。

広域方針で、地域ごとの都市計画の目標や広域的な都市計画の方針を示したことから、このたびの見直しでは、空間的、構造的、機能的に密接な関係にある7つの地域ごとに都市マスを束ねることにし、「はじめに」と「第1 共通事項」に続いて、「第2」からは各地域のそれぞれの都市計画区域の都市計画方針を示すこととしました。

まず、「はじめに」では、地域の人口、産業の現状と将来の見通しを勘案し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて主要な都市計画の決定方針と施設の整備方針を定め、「21世紀兵庫長期ビジョン」の地域ビジョン等による地域づくりの総合的推進に向けた都市計画の分野の方針を示すという、都市マスの役割を示しています。

この都市マスを策定することによりまして、住民自ら都市の将来像について考え、具体の都市計画が円滑に推進されていくことが期待されています。

次に、「第1 共通事項」では、地域の特徴や広域的な都市づくりの課題などを記載して、見直し方針で定めた本県の都市計画の目標として、「生活の質の向上」、「にぎわいと活力」、「安心安全」、「交流と連携」の4つの目標を掲げています。

「第2」以降の各都市計画区域の方針では、「1 都市づくりの方向性」、「2 区域区分の有無及び方針」と全都市計画区域に共通する都市計画の基本方針と各区域の方針を記載する「3 都市計画に関する方針」、それと、関係機関との調整を図って、おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な施設などを記載する「4 主要な都市施設等の整備目標」で構成しております。

次に、「3 都市計画に関する方針」のうち、全都市計画区域に共通する基本方針についてご説明いたします。

「(1)土地利用に関する方針」では、コンパクトな都市形成と都市機能の集積を図ることについて、「(2)自然的環境に関する方針」では、自然の営みや魅力の有効活用などについて、「(3)都市交通に関する方針」では、広域的な交流の拡大と環境負荷軽減とユニバーサル社会に対応した交通体系の構築を図ることを記載しております。

続いて、「(4)都市環境に関する方針」、ここでは人々の憩いの場の確保と都市環境負荷の軽減について、「(5)市街地整備に関する方針」では、安心して生活できる安全な市街地整備による秩序ある市街地の形成について、「(6)都市防災に関する方針」では、均衡の取れた都市施設の配置、建築物の耐震化・不燃化、治水対策について、「(7)景観形成に関する方針」のところでは、地域固有の美しい景観づくりの誘導などを記載しています。

以上が、全都市マスに共通するそれぞれの方針です。

それでは、都市計画区域マスタープラン（東播磨地域）についてご説明いたします。

策定範囲は、正面にスクリーンでお示ししております、東播、中、東条、吉川の4つの都市計画区域です。

まず、「第2 東播都市計画区域」です。議案書は41ページからです。

東播都市計画区域は、うるおい、産業、交流、交通ネットワーク、安全安心の5つの都市づくりを目標に掲げています。東播都計では、都市拠点として臨海部では明石駅など各駅周辺、内陸部では各市中心部を、また、広域連携軸として山陽自動車道などを位置付けております。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止して、計画的な市街地形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、いわゆる「線引き」と言われているものです。スクリーンには線引きのイメージをお示ししています。

東播都計は、無秩序な市街地の拡散を抑制する必要があるため、区域区分を定めることとしております。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、商業・業務地は明石駅など都市拠点などに主として配置し、工業地は臨海部における新産業の導入や既存産業の活性化、流通業務地は三木小野インターチェンジ周辺などに配置することとしています。

(2)の自然的環境に関する方針では、加古川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを図ることとしております。

(3)の都市交通に関する方針では、道路網の合理的かつ機能的な交通体系を確立し、東播磨南北

道路の整備や臨海部の物流拠点としての港湾機能の強化などを図ることとしております。

次に、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用や、合流式下水道の改善を進め、生育・生息等に配慮した川づくりを進めるとともに、省エネルギー施策による環境負荷の軽減などに取り組むことを記載しております。

(5)市街地整備に関する方針では、建築物の耐震化・不燃化、駅周辺における都市の活性化と利便性の向上を推進することなどを記載しております。

また、より具体的な方針としまして、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」というものがございます。これらについては、第5号から第7号議案で別途ご審議いただく予定でございます。

次に、(6)都市防災に関する方針として、三木総合防災公園を核とした地域防災拠点等の系統的配置や河川の治水安全度の向上と下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進めることとしております。

(7)の景観形成に関する方針では、加古川、ため池など豊かな水辺と緑の風景の形成や田園風景を保全することとしています。

「4 主要な都市施設等の整備目標」では、議案書の58ページから65ページに記載しておりますが、その主なものを図示したものが議案書99ページと前面スクリーンにお示ししている参考図でございます。

続いて、「第3 中都市計画区域」です。議案書は66ページからです。

中都市計画区域は、うるおい、交通ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。中都計では、生活拠点として多可町役場周辺の市街地を、また、広域連携軸として中国自動車道を位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分は定めないこととしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、商業・業務地は、生活拠点である役場周辺の生活利便機能等の充実を図ることとしております。

(2)の自然的環境に関する方針では、翠明湖など水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることとしております。

次に、(3)都市交通に関する方針として、主要幹線道路等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築すること、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを進めるこ

とを記載し、(5)の市街地整備に関する方針では、役場周辺を道路整備と併せて良好な市街地形成を図ることなどを記載しております。

続いて、(6)都市防災に関する方針では、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針では、杉原川など自然景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ景観の形成を図ることなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の75ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書101ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

続いて、「第4 東条都市計画区域」です。議案書は76ページからです。

東条都市計画区域は、にぎわいとうるおい、活力ある都市、交通ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。東条都計では、生活拠点として東条庁舎の周辺市街地を、また、広域連携軸として中国自動車道を位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分は定めないこととしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、工業地は、東条インターパークで企業誘致による生産施設等の立地を推進することとしています。

(2)の自然的環境に関する方針として、東条湖、東条川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを図ることとしております。

続いて、(3)都市交通に関する方針として、主要幹線道路等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築することを、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、東条庁舎周辺で住宅・商業施設等を充実させ、良好な市街地形成を図ることなどを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針として、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針では、東条川が流れる自然景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ環境の形成を図ることなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の86ページに記載しています。主なものを図示したものが、議案書103ページと前面スクリーンにお示ししている参考図でございます。

最後に、「第5 吉川都市計画区域」です。議案書は87ページからです。

吉川都市計画区域は、うるおい景観、活力ある都市、交通ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。吉川都計では、生活拠点として吉川支所周辺の地域を、また、広域連



携軸として中国自動車道を位置付けています。

次の「2 区域区分の有無及び方針」では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分は定めないこととしています。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、住宅地は、みなぎ台の定住環境の維持及び向上を図ることとしております。

(2)の自然的環境に関する方針では、北谷川、美嚢川などをはじめとする水辺空間や森を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを図ることとしております。

次に、(3)の都市交通に関する方針では、主要幹線道路などの整備を推進し、交流と連携を図る道路網を構築することを、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを進めることを、(5)の市街地整備に関する方針では、吉川支所周辺で住宅・商業施設等を充実させ、良好な市街地形成を図ることなどを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針として地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針では、美嚢川の流域として自然景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ環境の形成を図ることなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の97ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書105ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

これらの都市計画案について、本年1月19日から2月2日まで2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市町に意見聴取したところ、異存なしとの意見をいただいております。

以上で、第3 - 1 から3 - 4号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問またはご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

27番 東播都市計画の整備、開発及び保全の方針の変更について、反対の意見を述べたいと思います。具体的に、箇所を示して意見を述べます。

まず最初は、58ページの自動車専用道路等というところの東播磨南北道路、加古川市野口町～八幡町の件についてです。

この件について、八幡南ランプまでの6キロを660億円もかけて今、建設中の高規格自動車専用道路であります。多額の費用がかかり過ぎています。しかも、6キロの間にランプが4カ所も

作られており、高架にする必要があるのか大変疑問に思っています。地道の一般道にすれば、工事費も縮減されるし、自転車や歩道も活用できて多くの住民が利用できると思います。今の自動車専用道路をさらに延長することは過大な建設となるため、反対です。

次に、その下の東播磨南北道路で、加古川市八幡町～小野市にかけての計画について、八幡町からさらに北に小野市まで自動車専用道路として、第1期工事と同様に延長することは、数百億円規模の多額な税金が必要となるので反対です。国は、2003年に地域高規格道路の構造要件の見直しをしており、設計速度をおおむね60キロに引き下げたり、平面交差の設置や沿道アクセスも可能とされ、現道の活用も可能となっています。自動車専用で固執した計画を進めるのではなく、根本的に見直すことを求めます。

次に、その下の播磨臨海地域道路計画についてです。国道2号バイパスの渋滞解消のためと、臨海部の産業発展のために高速道路を作ろうという計画ですが、総事業費は数千億円規模と言われています。既存の東西に走る山陽自動車道、中国自動車道の有効な活用を期待し、また、バイパスや関連する道路の修繕や改良等で渋滞解消を行うべきであると考えます。

そういう検討さえもまだ十分に行われていない、そういう中で、先に建設ありきとなっています。多額を要することから莫大な借金が増やされ、後世に残すものになることは必至であります。これ以上の高速道路の建設は、環境面でもマイナスであり、播磨臨海地域道路が計画に盛り込まれていることには反対です。

次は、港湾（海上交通）の東播磨港（高砂地区）についての反対の意見を述べます。ページは63ページです。これは高砂西港の再整備の計画の問題でありますけれども、専用埠頭の再整備の計画などが上がっていますが、かつてPCB汚染問題があった地域であります。そして、住民の間では、PCB汚染の問題で今も不安がたくさん残っています。底質調査など港湾内の徹底した調査が必要です。それがあいまいにされたままで整備計画が進められようとしているため、反対を表明します。

次に、同じページの下にあります市街地開発事業、同じページではありません、すみません、65ページです。加古川市の神野台地区について、1990年から1993年のバブル末期に住宅供給公社が住宅開発のために購入した土地ですが、この計画が頓挫して塩漬け土地になっていたものを、県は県立加古川医療センターの建設のときに、病院用地だけではなく目的が定まっていない周辺用地も購入したものです。ここで、また不要不急の開発計画はやめるべきだと考えています。よって反対を表明します。

その下の三木市のひょうご情報公園都市、109.1ヘクタール、公的開発、その下の三木志染地区

の公的開発、それは面積は記載されておりませんが、企業庁が地域整備事業として開発計画を持っているひょうご情報公園都市構想の一つで、開発が進められていますが、景気悪化のもとで、計画は目標どおりに進んでいません。さらに開発を進める必要があるのか大変疑問があります。また、現在の1工区だけでも土地が売れずに進路調節が行われているのに、2工区から4工区へ開発を進める計画が、このマスタープランに盛り込まれているのは、過大であり反対を表明します。

以上で、私の意見です。

議長 どうもありがとうございました。

それ以外の議案につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 はい。ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第3 - 1号議案「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、第3 - 1号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第3 - 2号議案「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3 - 2号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第3 - 3号議案「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3 - 3号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第3 - 4号議案「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3 - 4号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第4号議案「東播都市計画区域区分の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案「東播都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。

議案書は107ページから、位置図は113ページでございます。座って説明させていただきます。

正面スクリーンをご覧ください。まず、区域区分の変更の経緯についてご説明いたします。

東播都市計画区域では、昭和46年当初決定以降、おおむね5年ごとに計5回の見直しを行ってまいりました。今回はその第6回目の見直しに当たります。

次に、見直しの方針についてご説明いたします。

線引きの見直しは、市街化調整区域、以降「調整区域」と呼びます、から市街化区域への変更と市街化区域から調整区域への変更の大きく2種類の変更がございます。市街化区域への変更は、これまで調整区域であった場所が既に市街地を形成している場合や、計画的な市街地整備が確実に行われる場合に変更することとしています。

調整区域への変更では、これまで市街化区域であった場所が、市街化が見込めない場合や、当面無秩序な市街化を抑制しつつ、計画的な市街地整備のための措置を検討するという場合に変更することとしています。

また、変更にあたって、現地の地形や土地利用状況と区域区分境界との不整合を調整する境界調整というものも行っています。

見直し方針につきましては、第9号議案「中播都市計画区域区分の変更」も同じですので、第9号議案での説明は省略させていただきます。

今回、東播都市計画区域につきましては、市街化区域に編入する地区が15地区、境界調整によるものが6地区です。これら21地区の変更によりまして、市街化区域面積は約42.66ヘクタールの増加となり、変更後の市街化区域面積は1万4,683ヘクタールになります。

では、変更箇所21カ所について、順にご説明いたします。お手元の議案書の111ページからの変更地区や図面も併せてご覧ください。

東播都市計画区域での変更地区一覧と位置についてはご覧のとおりでございます。

まず、(1)明石市明石港1から(7)二見港2までは、公有水面埋立事業によって生じた土地で、隣接する市街化区域と一体として土地利用されているために、市街化区域に編入するものでございます。

(1)明石市明石港1です。現在、緑色でお示ししています調整区域から市街化区域に変更いたします。

(2)明石港の2です。

(3)明石港の3です。

(4)林崎漁港です。

(5)江井島港です。

(6)二見港1です。

(7)二見港2です。

(8)長坂寺です。土地区画整理事業によるまちづくりが確実であるため、緑色の部分を市街化区域に変更いたします。

続いて、(9)藤江漁港です。サイクリングロードの整備に伴いまして、区域区分界を整備後の道路へ境界調整を行いまして、緑色で示す区域を調整区域から市街化区域に変更いたします。

(10)高砂市西浜北部です。交通の利便性を生かして、姫路市の工業用地と一体となる工業用地として土地利用を図るべく、緑色で示す区域を調整区域から市街化区域に変更いたします。

(11)高砂市中筋西です。水路の付け替えによって区域区分界が不明確になっているため、付け替え後の水路に境界調査を行って、緑色で示す区域を調整区域から市街化区域に変更いたします。

(12)高砂市魚橋です。現況の土地利用状況に合わせ、区域区分界を明確な地番界に境界調整を行いまして、緑色で示す区域は市街化区域に変更し、赤色で示す区域は調整区域に変更いたします。

(13)高砂市北脇です。地形により設定している区域区分界が不明確なため、山のふもとに整備された水路へ境界調整を行いまして、緑色で示す区域を市街化区域に、赤色で示す区域を調整区域に変更いたします。

(14)播磨町野添北です。公園整備が完了し、土地利用が確定した野添であい公園、野添北公園などの緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

(15)播磨町大中東です。大中遺跡、考古博物館を核として、歴史・レクリエーション・文化拠点ゾーンとして整備を進める緑色で示す区域を市街化区域に変更します。

続いて、(16)稲美町柿沢池です。柿沢池工業団地の隣接地で、既に工業用地などとして利用されている緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

(17)三木市緑が丘です。区域区分界が明確になりましたので、境界調整を行いまして、緑色で示す区域を調整区域から市街化区域に変更いたします。

(18)三木市宿原です。道路整備に伴って、区域区分界を整備後の道路とする境界調整を行い、緑色で示す区域を市街化区域に、赤色で示す区域を調整区域に変更いたします。

(19)小野市中島・黒川です。小野市の土地利用計画を踏まえまして、市立図書館、うるおい交流館などを核としたシビックゾーンとしての土地利用を図る区域を市街化区域に変更します。

続いて、(20)小野市匠台です。工業団地のモニユメント設置区域を工業団地と一体となる土地利用とするため、緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

(21)加東市上中・穂積です。合併前の旧町境が区域区分界でしたが、新市として一体の土地利用を図るため、緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

以上、21地区が今回の変更地区です。

本都市計画案に関連しまして、お手元の資料1の5ページ、一覧表の右側にお示しします市町決定の都市計画がございます。これらにつきましても、本案件と同時に都市計画決定を行う予定としております。

本案について、1月19日から2月2日まで2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本案について関係市町に意見聴取をしたところ、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案「東播都市計画区域区分の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第5号議案「東播都市計画都市再開発の方針の変更」、第6号議案「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」及び第7号議案「東播都市計画防災街区整備方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、東播都市計画都市再開発の方針ほか2方針についてご説明いたします。

まず、都市再開発の方針ですが、議案書は140ページから、位置図は163、164ページでございます。スクリーンをご覧ください。

本方針は、市街地における土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新に関する方針として定めるものでございます。方針に定める地区等といたしましては、計画的な再開発が必要な市街地です。具体的には、土地の高度利用を図るべき区域、土地利用の転換や市街地の整備・改善を図るべき区域などでございます。

ほかには、課題地域や2項地区がございます。2項地区は、5年以内に事業実施や都市計画などの具体性がある地区を定めております。

全体位置図です。青の斜線は計画的な再開発が必要な市街地でございます。明石地区をはじめといたしまして、16の市街地で面積の合計は約1,842ヘクタールでございます。青の塗りつぶしは課題地域です。赤の塗りつぶしは2項地区で、明石駅前南地区をはじめといたしまして、10地区で面積の合計は約109ヘクタールでございます。

各地区の整備の主たる目標等につきましては、146ページからの別表1や別表2に記載してございます。

次に、2項地区の一つをご説明いたします。明石駅前南地区です。赤の実線で囲んでいる区域ですが、駅前にふさわしい土地の高度利用を図るため、市街地の再整備を行うものでございます。

都市再開発の方針の説明は以上です。

次に、住宅市街地の開発整備の方針についてご説明いたします。議案書は166ページから、位置図は179・180ページでございます。スクリーンをご覧ください。

本方針は、大都市地域で住宅や住宅地の供給を促進するため定めるものでございます。方針に定める地区は重点地区です。具体的には、住宅市街地を整備または開発すべき市街化区域の地区などを定めることとなります。

全体位置図です。赤の塗りつぶしは重点地区で、加古川駅北地区や大久保駅北周辺地区をはじめとして、7地区で面積の合計は149ヘクタールでございます。

170ページの別表に、各地区の名称や地区の整備開発の目標など、計画の概要を記載しております。

次に、重点地区の一つを説明いたします。加古川駅北地区です。都心部にふさわしい土地の高度利用と良好な住宅市街地の整備を行うものです。

住宅市街地の開発整備の方針は以上です。

次に、防災街区整備方針についてご説明いたします。議案書は182ページから、位置図は193ページでございます。スクリーンをご覧ください。

本方針は、密集市街地の防災機能の確保に関する方針として定めるものです。方針に定める地区等は防災再開発促進地区です。具体的には、防災街区を整備するために一体的、総合的に市街地の再開発を促進する地区を定めます。

もう一つは課題地域で、地域住民に防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める地域を定めます。

全体位置図です。赤の塗りつぶしは、防災再開発促進地区で、大蔵地区をはじめといたしまして、2地区で面積の合計は、約25.4ヘクタールでございます。

188ページからの別表1に各地区の名称や地区の再開発・整備などの主な目標など、計画の概要を記載してございます。また、黄色の塗りつぶしは課題地域で、東藤江地区など9地域を位置付けております。

次に、防災再開発促進地区の一つをご説明いたします。大蔵地区です。まちづくり協議会との連携によりまして、密集市街地の住環境整備と防災性の向上を図るものです。

防災街区整備方針の説明は以上です。

なお、これら3つの方針につきましては、説明会・公聴会を開催するとともに、1月19日から2週間、縦覧に供しましたが、公述申出、意見書の提出はございませんでした。

これで都市再開発の方針ほか2方針の説明を終わらせていただきます。

議長 はい、ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第5号議案「東播都市計画都市再開発の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第5号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第6号議案「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第7号議案「東播都市計画防災街区整備方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第8-1号議案「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第8-2号議案「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第8-3号議案「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び、第8-4号議案「西播磨高原都市計画



区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 都市計画マスタープラン（西播磨地域）についてご説明いたします。

議案は第8 - 1号議案 中播都市計画区域、第8 - 2号議案 西播都市計画区域、第8 - 3号議案山崎都市計画区域、第8 - 4号議案 西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更です。

議案書は195ページからです。座って説明させていただきます。

正面スクリーンをご覧ください。策定範囲は、スクリーンにお示ししています中播、西播、山崎、西播磨高原の4つの都市計画区域です。

共通事項等の内容につきましては、先ほど第3号議案でご説明しましたので、西播磨地域の各都市計画区域の都市計画の方針からご説明いたします。

まず、「第2 中播都市計画区域」です。議案書は219ページからです。

中播都市計画区域は、にぎわいと活力、観光交流、うるおい、産業都市、安全安心の5つの都市づくりの目標を掲げております。中播都計では、広域都市拠点として姫路駅・市役所周辺を、都市拠点として姫路市では飾磨駅など各駅周辺、たつの市では本竜野駅から龍野インター周辺、内陸部では福崎インター周辺を、また、広域連携軸として山陽自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無と方針」です。無秩序な市街地の拡散を抑制するため、区域区分を定めることとしています。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、商業・業務地は、姫路駅周辺など土地の高度利用及び商業・業務施設の集積を促進し、工業地は、海運交通を生かした基幹的な工業地を形成することとしています。

(2)の自然的環境に関する方針として、市川、揖保川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを図ることとしております。

(3)の都市交通に関する方針として、道路網の合理的かつ機能的な交通体系を確立し、播磨臨海地域道路の整備促進や播但線の輸送改善事業の推進、臨海部の物流拠点としての港湾機能の整備、拡充などを図ることとしております。

次に、(4)都市環境に関する方針では緑地等の利活用を、(5)市街地整備に関する方針では、姫路駅周辺における都市の活性化と利便性の向上、建築物の耐震化・不燃化などを推進することを記載しております。

また、より具体的な方針としまして、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防

「防災街区整備方針」を第10号から第12号議案で別途ご審議いただく予定でございます。

次に、(6)都市防災に関する方針として、手柄山中央公園を核とした地域防災拠点等の系統的な配置などを図って、また、(7)景観形成に関する方針では、西播丘陵、市川など多彩な自然資源や豊かな歴史・文化資源の保全・活用を図るほか、世界遺産である姫路城のすぐれた景観形成や景観形成地区等における景観誘導を図ることなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の233ページから238ページに記載しておりますが、その主なものを図示したものが議案書では271ページと正面スクリーンにお示ししている参考図でございます。

次に、「第3 西播都市計画区域」です。議案書は239ページからです。

西播都市計画区域は、うるおい、観光交流、産業、交通ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げております。西播都計では、都市拠点として相生市では市役所、相生駅周辺、赤穂市では播州赤穂駅周辺から城跡周辺を、生活拠点として都市機能が集積する上郡駅周辺などを、また、広域連携軸として山陽自動車道などを位置付けています。

続いて、「2 区域区分の有無と方針」です。無秩序な市街地の拡散を抑制するため、区域区分を定めることとしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、商業・業務地は駅周辺整備などの推進とともに商業施設の集積の促進を、工業地は、臨海部の産業基盤整備を促進することなどを、(2)の自然的環境に関する方針としては、千種川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることなどを記載しております。

次に、(3)都市交通に関する方針として、道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立し、特に主要幹線道路等の整備や駅の利便性の向上等を、(4)の都市環境に関する方針では緑地の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、密集地区の公共施設整備など、災害に強い市街地の整備を図ることなどを記載しております。

また、こちらにつきましても、より具体的な方針としまして、「防災街区整備方針」を第13号議案でご審議いただく予定でございます。

次に、(6)都市防災に関する方針として、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)景観形成に関する方針では、千種川、海岸線などの自然景観や城跡などの歴史・文化資源の保全・活用を図るほか、風景形成地域における景観誘導を行うこととしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の251ページに記載しておりますが、主なもの

を图示したものが議案書273ページと正面スクリーンにお示ししている参考図でございます。

続いて、「第4 山崎都市計画区域」です。議案書は254ページからです。

山崎都市計画区域は、自然環境の恵みと安らぎ、活力あふれる都市、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。山崎都計では、都市拠点として宍粟市役所の周辺を、また、広域連携軸として中国自動車道などを位置付けております。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されていないため、区域区分は定めないこととしております。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針として、住宅地では、防災地域コミュニティの維持などに配慮した魅力ある定住環境の維持形成を図る、商業・業務地は、都市拠点である市役所周辺の生活利便機能等の充実を図る、(2)の自然的環境に関する方針としては、揖保川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることとしております。

次に、(3)都市交通に関する方針では、主要幹線道路等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網の構築を、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、市役所周辺の道路整備と併せた良好な市街地形成を図ることを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針として、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針では、揖保川が流れる自然景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ環境の形成を図ることなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の262ページに記載していますが、主なものを图示したものが議案書275ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

最後に、「第5 西播磨高原都市計画区域」です。議案書は263ページです。

西播磨高原都市計画区域は、科学技術の発展を支える、交通ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。西播磨高原都計では、特定機能拠点として播磨科学公園都市を、また、広域連携軸として中国横断自動車道路姫路鳥取線を位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無と方針」です。播磨科学公園都市として計画的な土地開発によって無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分を定めないこととしています。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)土地利用に関する方針として、住宅地は生活拠点を取り巻く形で配置し、工業地は研究開発型企業等の誘致や教育研究機関等の集積を促進することとしています。

(2)の自然的環境に関する方針では、森林や中小河川などを水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることとしております。

次に、(3)の都市交通に関する方針として、道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立し、特に高速道路網の整備や区域内の道路整備を推進することを、(4)の都市環境に関する方針では、公園・緑地の整備及び機能の充実等を、(5)の市街地整備に関する方針では、地区計画等によりまして、魅力的な市街地環境の形成と維持保全を進めることを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針として、西播磨広域防災拠点の機能確保などを、(7)景観形成に関する方針としては、播磨科学公園都市において、豊かな自然景観と調和する個性的で先進的な景観を創出することなどを記載しております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の270ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書277ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

これらの都市計画案について、本年1月19日から2月2日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に意見聴取したところ、異存なしとの意見をいただいております。

以上で、第8 - 1号から第8 - 4号議案の説明を終わります。

議長 はい、ただいま事務局から説明がありました。これにつきましてご質問またはご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

27番 第8 - 1号議案について、反対の意見を述べたいと思います。

自動車専用道路の播磨臨海地域道路を作る計画が盛り込まれています。これについては、先ほどの第3 - 1号議案の審議の中で反対意見を述べたので、同様の意見として同様の理由で建設には反対をいたします。「『つくる』から『つかう』へ」という方向から考えても、高速道路の建設は行うべきではないと考えます。

次に、第8 - 4号議案について、反対の意見を具体的に述べていきたいと思っております。

一つは、播磨科学公園都市の人口増の計画、263ページにありますけれども、平成27年度におおむね2,600人になる計画が掲載されています。で、これについては、播磨科学公園都市の開発が、今非常に景気が悪くなっているもとの、土地の分譲についても、企業誘致についても、近年とりわけ進んでいないのが実情です。土地が売れる根拠も示されない中で、平成27年度に2,600人になるという人口増の計画は問題があるということで反対をします。

その次は、金出地ダムの建設計画が掲載されていますが、この金出地ダム建設も治水対策にダ

ムが必要だということで建設が進められていますが、鞍居川の堤防のかさ上げや河床掘削などについて、十分な調査、検討もされていない中で、ダム建設ありきで進められています。国においてもダムに頼らない総合治水対策への見直しがされており、県はダム建設に固執する姿勢を改めるべきであると考えます。

次に、ごみ焼却場・ごみ処理場のにしはりま循環社会拠点施設について、反対の意見を述べます。

この施設は合併前の11町で構成された西播磨環境事務組合の計画、日量100トンの計画がされていましたが、この合併前の計画がほとんど見直されずに合併後も進められています。新宮町が合併したたつの市にはごみ焼却場があります。また、安富町が合併した姫路市にも今立派なごみ焼却場が建設されております。建設後7年間だけで、にしはりまごみ処理施設から撤退することも既に決まっています。日量89トンの計画に少し変更されていますが、これ自体が過大であると考えます。市町に多大な負担を強いるものとなります。もともと、県の広域ごみ処理計画は、ごみの減量化や環境にも逆行したものであると考えます。そして、この入札であります。不調が続いて3回も行われました。実績業者の資格を当初90トンから60トンに落として入札が行われました。なぜ入札資格条件を下げなのか、もともと89トンが過大ということがいよいよ明らかではないかというふうにも考えます。よって反対を表明します。

以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。

そのほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第8 - 1号議案「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数でございますので、第8 - 1号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第8 - 2号議案「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第8 - 2号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第8 - 3号議案「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、

原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第8 - 3号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第8 - 4号議案「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数でございますので、第8 - 4号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第9号議案「中播都市計画区域区分の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第9号議案「中播都市計画区域区分の変更」について説明いたします。

議案書は279ページから、位置図は285ページでございます。座って説明させていただきます。

正面スクリーンをご覧ください。中播都市計画区域区分変更の経緯についてご説明いたします。

中播都市計画区域では、昭和46年の当初決定以降、おおむね5年ごとにこれまで計5回の見直しを行ってまいりました。今回はその6回目の見直しに当たります。

今回、中播都市計画区域につきましては、市街化区域に編入する地区が4地区、境界調整によるものが3地区あります。これら7地区の変更によりまして、市街化区域面積は約20.35ヘクタールの増加となり、変更後の市街化区域面積は1万3,074ヘクタールになります。

では、変更箇所地区7カ所について、順にご説明いたします。お手元の議案書の283ページからの変更地区や図面も併せてご覧ください。

中播都市計画区域での変更地区の一覧と位置図についてはご覧のとおりでございます。

まず、(1)姫路市大塩町です。既成市街地に連たんし、公共施設が既に整備された緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

(2)姫路市広畑区西蒲田です。民間開発によって、既に市街地が形成されている緑色で示す区域を市街化区域に変更いたします。

(3)姫路市別所町佐土です。JR山陽本線姫路別所駅や播但連絡道路、姫路バイパス別所ランプなどの交通の利便性を生かし、既に土地利用がされている工業地を市街化区域に変更いたします。

(4)姫路市広畑区富士町です。公有水面埋立事業の免許を受け、竣功が確実に見込まれる地区を市街化区域に変更いたします。

(5)姫路市青山西1丁目です。区域区分界が土地の真ん中に存在するため、明確な地形地物へ境界調整を行い、調整区域から市街化区域に変更いたします。

(6)太子町立岡です。現況の土地利用状況に合わせ、区域区分界を明確な地形地物へ境界調整を行うもので、緑色で示す区域を市街化区域に、赤色で示す区域を調整区域に変更いたします。

(7)太子町竹広前田です。不明確になっている区域区分界を土地区画整理事業の区域界へ境界調整を行いまして、調整区域から市街化区域に変更いたします。

以上、7地区が今回の変更地区です。

本都市計画案に関連しまして、お手元の資料1の7ページの一覧表の右にお示しします市町決定の都市計画がございます。これらにつきましても本案件と同時に都市計画決定を行う予定としております。

引き続き、本都市計画案の策定に際して行いました公聴会での意見と、それに対する県の考え方についてご説明いたします。

お手元の参考資料1の1ページをご覧ください。

中播都市計画区域区分素案について、1名の方から公述申出がございました。

いただきました意見は、姫路市花田地区の編入要望で、「現在、調整区域にある自己所有地において過去より病院の計画を持っていたが、平成19年度の都市計画法の改正によって当該地での病院の建設が不可能になったことを知った。地域の方にも理解を得られている計画でもあり、実現のために市街化区域に編入してほしい。」というものでした。

この意見に対する県の考え方としましては、当該地区は現在の市街化区域に隣接をしておらず、かつ、面積も1ヘクタール以下と小さいことから、市街化区域設定の基準に合わず、また、周辺に計画的な市街地形成の予定もないことから、今回の見直しにおきましては、市街化区域編入の必要性はないと判断しました。

以上が公述の内容でございます。

本案につきまして、本年1月19日から2月の2日まで、先ほどの公述の内容と県の考え方も併せて2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本案について関係市町に意見聴取をしたところ、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第9号議案についての説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第9号議案「中播都市計画区域区分の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第9号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第10号議案「中播都市計画都市再開発の方針の変更」、第11号議案「中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」、第12号議案「中播都市計画防災街区整備方針の変更」及び第13号議案「西播都市計画防災街区整備方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、中播都市計画の都市再開発の方針ほか2方針についてご説明いたします。

なお、当方針以降、先ほどの東播都市計画の説明と重複する内容につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、都市再開発の方針ですが、議案書は298ページから、位置図は321ページでございます。スクリーンをご覧ください。

全体位置図です。青の斜線は、計画的な再開発が必要な市街地です。姫路駅北地区の約310ヘクタールをはじめといたしまして、17の市街地で面積の合計は約5,454ヘクタールでございます。青の塗りつぶしは課題地域です。赤の塗りつぶしは2項地区で、姫路駅周辺地区をはじめといたしまして、12地区で面積の合計は約360ヘクタールでございます。

各地区の整備の主たる目標等につきましては、304ページからの別表1、別表2に記載しております。

次に、2項地区の一つをご説明いたします。姫路駅周辺地区です。都市環境の整備をはじめ、商業・業務機能の充実、駅南北の一体化、交通ターミナル機能の向上を図ろうとするものでございます。

都市再開発の方針の説明は以上です。

次に、住宅市街地の開発整備の方針についてご説明いたします。議案書は324ページから、位置図は337ページでございます。スクリーンをご覧ください。

全体位置図です。赤の塗りつぶしは重点地区で、飾磨拠点地区をはじめとして、6地区で面積の合計は約248ヘクタールでございます。

329ページからの別表に各地区の名称や地区の整備開発の目標など、計画の概要を記載してございます。

次に、重点地区の一つをご説明いたします。英賀保駅周辺地区です。中低層住宅市街地と調和した良好な住宅市街地の整備を行おうとするものでございます。



住宅市街地の開発整備の方針の説明は以上です。

次に、防災街区整備方針についてご説明いたします。議案書は340ページから、位置図は351ページでございます。スクリーンをご覧ください。

全体位置図です。赤の塗りつぶしは防災再開発促進地区で、姫路城南地区をはじめとして2地区で、面積の合計は、約23ヘクタールでございます。

346ページからの別表1に各地区の名称や地区の再開発整備などの主たる目標など、計画の概要を記載してございます。また、黄色の塗りつぶしは課題地域で、本町白鷺町周辺など7地域を位置付けております。

次に、防災再開発促進地区の一つをご説明いたします。姫路城南地区です。地元との連携によりまして密集市街地の住環境整備と防災性の向上を図るとともに、店舗併用住宅などの建て替えを促進するものでございます。

防災街区整備方針の説明は以上です。

なお、これら3つの方針につきましても、公述申出、意見書の提出はございませんでした。

これで中播都市計画都市再開発の方針ほか2方針の説明を終わらせていただきます。

続きまして、西播都市計画の防災街区整備方針についてご説明いたします。議案書は354ページから、位置図は367ページでございます。スクリーンをご覧ください。

全体位置図です。赤の塗りつぶしは、防災再開発促進地区で、那波丘の台地区をはじめといたしまして3地区で、面積の合計は、約46.6ヘクタールでございます。

360ページからの別表1に各地区の名称や地区の再開発・整備などの主たる目標など、計画の概要を記載してございます。また、黄色の塗りつぶしは課題地域で、相生地区など4地域を位置付けております。

次に、防災再開発促進地区の一つをご説明いたします。那波丘の台地区です。これも地元との連携によりまして密集市街地の住環境整備と防災性の向上を図るとともに、道路、公園など骨格的な公共施設を整備するものでございます。

防災街区整備方針の説明は以上です。

なお、当方針につきましても、公述申出、意見書の提出はございませんでした。

これで西播都市計画防災街区整備方針の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長 はい、ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第10号議案「中播都市計画都市再開発の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第10号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第11号議案「中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第11号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第12号議案「中播都市計画防災街区整備方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第13号議案「西播都市計画防災街区整備方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第13号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは続いて、第14 - 1号議案「『豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」、第14 - 2号議案「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第14 - 3号議案「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第14 - 4号議案「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」並びに第14 - 5号議案「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 都市計画区域マスタープラン(但馬地域)についてご説明いたします。

議案は、第14 - 1号議案 豊岡、城崎、出石及び日高都市計画区域、第14 - 2号議案 浜坂都市計画区域、第14 - 3号議案 香住都市計画区域、第14 - 4号議案 八鹿都市計画区域、第14 - 5号議案 和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更です。

議案書は369ページからです。座って説明させていただきます。

正面スクリーンをご覧ください。策定範囲は、スクリーンにお示ししています、豊岡、浜坂、香住、八鹿、和田山の5つの都市計画区域です。

「第1 共通事項」などの内容につきましては、第3号議案でご説明しましたので、但馬地域の各都市計画区域の都市計画の方針からご説明いたします。

まず、「第2 豊岡都市計画区域」です。議案書は397ページからです。

豊岡都市計画区域は、自然と景観の保全と創造、多角分散型、交通ネットワーク、安全安心の4つの都市づくりを目標に掲げています。豊岡都計では、都市拠点として豊岡駅周辺を、特定機能拠点として城崎町、出石町の中心部を、また、広域連携軸として北近畿豊岡自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分は定めないこととしております。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針として、住宅地では防災、地域コミュニティの維持などに配慮した住宅地の形成を図り、商業・業務地は市役所や駅周辺の都市機能の集積などを図ることとしております。

(2)の自然的環境に関する方針として、円山川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを図ることとしています。

次に、(3)の都市交通に関する方針として、北近畿豊岡自動車道等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築することを、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを進めることを記載しています。

続いて、(5)市街地整備に関する方針では、豊岡駅周辺地域など観光資源を生かした市街地整備を図ることなどを記載しております。

次に、(6)の都市防災に関する方針として、地域防災拠点等の系統的な配置や広域防災拠点等へのアクセス道路の充実を図ることとし、(7)の景観形成に関する方針としては、蘇武岳、山陰海岸、円山川などの自然景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ景観の形成を図るほか、城下町や温泉地などに配慮したにぎわいと特色ある景観を形成することとしています。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の406ページから408ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書449ページと正面スクリーンにお示ししています参考図でございます。

次に、「第3 浜坂都市計画区域」です。議案書は409ページからです。

浜坂都市計画区域は、魅力ある都市、にぎわいの創出、連携・交流、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。浜坂都計においては、生活拠点として都市機能が集積する市街地を、広域連携軸として鳥取豊岡宮津自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分を定めないこととしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、商業・業務地は、浜坂駅周辺の都市機能の充実を図ることとしております。住宅地等につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針としては、岸田川などの水辺空間や森林を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備などを行うこととしております。

次に、(3)の都市交通に関する方針です。鳥取豊岡宮津自動車道等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築することとし、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、里山等の利活用などを進め、(5)市街地整備に関する方針では、浜坂駅周辺の商店街の活性化やポケットパークなどの整備など、防災に配慮した良好な市街地形成を図ることなどを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針として、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を図ること、(7)の景観形成に関する方針では、国立公園など自然・歴史・文化資源の保全活用を図るほか、高見地区などにぎわいと特色ある景観の形成を推進することとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の417ページと418ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書451ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

続いて、「第4 香住都市計画区域」です。議案書は419ページからです。

香住都市計画区域は、自然と景観、活気あふれる都市、交流ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。香住都計では、生活拠点として都市機能が集積する市街地を、広域連携軸として鳥取豊岡宮津自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分を定めないこととしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針として、商業・業務地は、香住駅周辺の都市機能の充実を図ることとし、住宅地等につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針として、矢田川などの水辺空間を水と緑の連携軸として、自然環境の保全整備を図ることとしています。

次に、(3)都市交通に関する方針として、鳥取豊岡宮津自動車道などの整備を推進し、交流・連携を図る道路網の構築を、(4)都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを進めることなどを記載しております。

続いて、(5)の市街地整備に関する方針では、香住駅周辺を防災性に配慮した良好な市街地形成を図ることなどを記載しております。

続いて、(6)の都市防災に関する方針です。地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針としては、山陰海岸、国立公園などの自然・歴史・文化資源の保全活用を図るほか、風景形成地域のにぎわいと特色ある景観の形成を推進することとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の427ページと428ページに記載していますが、主なものを図示したものが453ページと正面スクリーンにお示ししています参考図でございます。

続いて、「第5 八鹿都市計画区域」です。議案書は429ページからです。

八鹿都市計画区域は、自然と景観、個性あふれる都市、交流ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。八鹿都計では、都市拠点として市役所や八鹿病院周辺を、また、広域連携軸として北近畿豊岡自動車道を位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分を定めないこととしております。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針として、商業・業務地は、八鹿駅周辺などの都市機能の充実を図ることとしております。住宅地等につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針としては、円山川などの水辺空間などを水と緑の連携軸とし、自然環境の保全整備などを行うこととしています。

続いて、(3)の都市交通に関する方針として、北近畿豊岡自動車道等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網の構築を、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、里山等の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、八木川左岸地区などの旧街道のまちなみなどの有効活用を図ることなどを記載しております。

次に、(6)都市防災に関する方針です。地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置、(7)の景観形成に関する方針では、妙見山、円山川など自然・歴史・文化資源の保全活用と魅力あるまちなみ景観の形成を図ることとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の437ページに記載していますが、主なものを

図示したものが議案書455ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

最後に、「第6 和田山都市計画区域」です。議案書は438ページからです。

和田山都市計画区域は、自然と共生・景観の保全、活力ある都市、交流ネットワーク、安全安心の都市づくりを目標に掲げています。和田山都計では、都市拠点として和田山駅から国道9号一本柳交差点周辺を、特定機能拠点としては竹田地域を、また、広域連携軸として北近畿豊岡自動車道などを位置付けております。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されないため、区域区分を定めないこととしております。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針として、商業・業務地は、和田山駅周辺などの都市機能の充実を図ることとしています。住宅地等につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針として、円山川などの水辺空間などを水と緑の連携軸とし、自然環境の保全と整備などを行うこととしています。

次に、(3)の都市交通に関する方針です。北近畿豊岡自動車道等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網の構築を、(4)の都市環境に関する方針では、緑地、里山等の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、和田山駅周辺地域の再整備などを行うことを記載しております。

続いて、(6)都市防災に関する方針です。地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)の景観形成に関する方針では立雲狭、円山川など自然・歴史・文化資源の保全活用を図るほか、竹田地区など特性に応じた景観の形成を推進することとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の447ページと448ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書457ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

引き続きまして、本都市計画案策定までに行いました公聴会と案縦覧時の意見とそれに対する県の考え方について説明いたします。

まず、豊岡、城崎、出石、日高の都市計画区域を統合し、豊岡市全域を都市計画区域に拡大した豊岡都市マスに関する公聴会と案縦覧時の意見などについてご説明いたします。

豊岡都市マス素案について、10名の公述申出がありました。

公聴会の意見の要旨と県の考え方は、お手元の参考資料1の3ページから5ページに記載しております。

公聴会では、森本・坊岡地区に建設予定の北但広域ごみ・汚泥処理施設、以降「北但広域ごみ処理施設」と呼びます、それと国道482号〔鶴岡道路〕についての意見がありました。これら公聴

会の意見を踏まえ策定した都市計画案を今年の1月19日から2月2日まで縦覧に供したところ、132通の意見書の提出がありました。意見書の写しは、各委員の机上に配付しているものでございます。

それでは、意見書の要旨とそれに対する県の考え方についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧ください。意見の要旨としましては、大きく4つに分類されます。

1ページをご覧ください。

まず、1つ目の意見として、都市マスの見直しの趣旨と内容に対するもので、「見直し案の趣旨は都市計画区域を合併後の豊岡市全域に拡大することと、主な都市施設を示すものであるが、いずれも市民にとって利益がない。」というものでした。

この意見に対する県の考え方としまして、今回の見直しは、合併後の豊岡市全域を一体の都市としてとらえ、豊岡市の現状や将来の見通しを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像と都市計画の基本的な方向性を定めるとともに、おおむね10年以内に整備する予定の主な都市施設等を記載したものです。この都市マスは、住民自ら都市の将来像について考え、具体の都市計画が円滑に推進されていくことが期待されるものです。

なお、都市施設等の記載に当たりましては、関係事業主体との協議の上、おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な都市施設等を記載することとしております。

次に、2つ目として、都市計画区域拡大に対するものです。意見は、「今回の見直しによって市全域を都市計画区域とすることは、都市計画税の全域課税を可能とするもので、具体的な必要性和市民の利益を見出すことはできない。」というもので、この意見に対しましては、前回の第3回兵庫県都市計画審議会でご審議いただいたとおりですが、合併後の豊岡市では、平成21年の4月に都市計画税を廃止したところで、将来的にも都市計画税を徴収する予定はない旨、豊岡市から聞いており、このことについては廃止に先立った平成20年9月に市長記者会見でも説明し、市のホームページでも公表されているところでございます。

次に、2ページの(2)をご覧ください。

都市計画区域拡大に関するもう一つの意見として、「平成20年12月、市長の『都市計画拡大はおおむね理解をいただいた』という発言を受けて、市都市整備課にその資料を請求したが、『そのようなものはありません』と嘘をついた。その後、市長へ抗議文を出し、県へ指導を依頼して、パンフレットをやっと出した。平成20年12月25日に市職員は『今後、都市計画をどう市民に周知していくかは行政に厳しく義務付けられています』と述べているにもかかわらず、その後ただの一度も説明会はなく、都市計画法違反である。」というものです。

これに対しては、都市計画区域を指定しようとするときは、都市計画法第5条第3項の規定に基づき、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て指定するとされています。なお、説明会、案縦覧、意見募集の手続きは必要とされていません。

このたびの都市計画区域拡大については、 から のとおり、手続上何ら問題はなく、都市計画法違反ではございません。

なお、豊岡市におきましては、第3回県都計審で説明したとおり、法律上の要件ではありませんが、平成19年1月から地域ごとの地元説明会を複数回開催し、おおむね理解が得られたということ聞いております。

また、資料請求につきましては、豊岡市に確認したところ、平成20年12月17日に坊岡地区の都市計画の資料が欲しい旨の請求があつて、坊岡地区は都市計画区域でないため、「都市計画の資料はない」という対応をしたとのことです。その後、同月19日に、都市計画区域の変更に関する説明会で用いた資料の請求が豊岡市に文書でありました。このとき初めて、都市計画区域見直しの資料請求ということが分かって、都市計画区域見直しと豊岡市都市計画マスタープラン、以降「市マス」と呼ばせていただきますが、それらの資料を渡して説明したということでございます。

続いて、3ページの(1)をご覧ください。

3つ目の意見です。「森本・坊岡地区に建設予定の北但広域ごみ処理施設について、都市マスから削除すべき。」との意見です。その理由として、大きく4つに分類されます。

1つ目は、豊岡都市マスの基本方針との整合についてです。「大型ごみ処理施設は、都市マスの基本方針である『山間部の森林や円山川、竹野川、里山などの豊かな自然環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る』と相反している。また、コウノトリを守り、育て、自然界に返す事業に取り組み、成功している豊岡市の理念にも反する。」というものです。

これに対する県の考え方としましては、ごみ処理施設は必要不可欠な施設であり、都市マスは20年後の都市の姿を展望した上で都市の基本的方向を定めるもので、都市の将来像を具体的にイメージできるよう、おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な都市施設等を記載しています。北但広域ごみ処理施設につきましては、ア)市マスに、北但1市2町により共同で広域ごみ・汚泥処理施設の整備を推進することが記載されていること、イ)候補地選定委員会によって豊岡市竹野町森本・坊岡地区が選定され、地元地区説明を経て平成20年12月に、地元2自治会と事業者である北但行政事務組合で施設建設に関する基本協定を結んでいること、ウ)平成22年度以降にごみ処理施設としての都市計画決定、平成28年度の稼働を予定していること、以上のこ



とから、豊岡市都市マスの都市施設等の整備目標に記載したところでございます。

なお、ごみ処理施設としての都市計画は、今後、都市計画決定権者であります豊岡市が公聴会などを行い、市の都市計画審議会に諮って決定することとなります。

また、施設の計画、建設、稼働に当たりましては、各種の法令基準を遵守し、公害防止と環境への配慮に万全の措置を講じるものと考えています。

続いて、4ページの(2)をご覧ください。2つ目はごみ政策についてです。

「ごみの全量焼却の見直し、リサイクルの推進、減量化を進めるごみ政策に転換すべきである。ダイオキシン等の有害物質により自然環境が破壊され、農作物や健康へ悪影響を及ぼす懸念がある。観光事業や海産物業の衰退を心配している。施設の建設、維持管理には莫大な費用が必要、税金の無駄遣いであり、市民の負担が増え、暮らしと市財政の破綻となる。現在使用している施設を大切に将来も使っていくべきである。大型ごみ処理施設に莫大な税金を使うのではなく、医療、治水に使ってほしい。遠方からごみを運ぶため、余分なCO<sub>2</sub>を発生させ、地球温暖化防止に逆行する。分別、再利用、再生のリサイクルが進まなくなり、さらにCO<sub>2</sub>の排出増を危惧する。広域ごみ処理施設では事故が起こっており、安全性に疑問がある。ごみ運搬車の通行量増加により、周辺道路の安全を心配している。下水汚泥を焼却することは資源の無駄遣いである。」というものです。

これらの意見に対する県の考え方を申し上げます。

兵庫県のごみ政策は、市町の計画策定のための指針であり、県のごみ処理広域化計画や分別収集促進計画の基本となる兵庫県廃棄物処理計画に沿って進めています。ごみ処理広域化計画において、ごみ処理は発生抑制を第一とし、リユース、リサイクルを図ることとしております。しかし、焼却処理せざるを得ないものにつきましては、ダイオキシン類等の有害物質の低減等の観点から、安定焼却が確保できる一定規模以上の、24時間稼働の焼却施設整備を図ることとしており、北但地域においては現在の3カ所を1カ所に集約することを定めています。豊岡市、新温泉町、香美町のごみ政策は旧北但1市10町の市町議会においてごみ処理広域化の議決がなされており、3市町と事業者が策定した「循環型社会形成推進地域計画」において、ごみの減量化、資源リサイクルの推進と併せて、北但地域のごみ処理施設を一施設に集約化することを定めています。

北但広域ごみ処理施設につきましては、事業者より、ア)現3施設は平成25年頃に耐用年数を迎えるため、施設の更新が必要である。イ)現3施設を広域化することによって、連続運転が可能となってダイオキシンの発生量を抑えることができる。ウ)広域化することで収集運搬費は増加するが、建設費と運営費が安くなり、別々に建設・運営するより約38億円縮減できる。エ)広域化する

ことで、ごみの総運搬距離は増加するが、新施設では余熱発電によってCO<sub>2</sub>排出量は全体として現状より削減できる。㉑)施設の計画規模は現3施設合わせた1日当たり198トンより小さい174トンであり、今後、詳細計画策定において、近年のごみ減量状況を勘案し、適切な規模としてコスト縮減に取り組む、などの見解が示されております。

また、施設の建設、稼働に当たっては、実績の多い技術の採用、国の環境基準値を上回る自主基準値を設けるなどによって、施設の安全性の確保、公害の防止等に取り組む。各種法令基準を遵守し、環境への配慮に万全の措置を講じるとともに、ごみ収集車の通行に関しても、安全対策等の必要な措置を講じると聞いております。

ごみ政策の方針決定やごみ処理方法、施設計画の詳細等については、県環境部局、豊岡市と事業者である北但行政事務組合が所管しております。いただいたご意見につきましては、その旨各部局にお伝えすることとしております。

続いて、6ページの(3)をご覧ください。3つ目の意見です。地元合意についてというものです。

「北但行政事務組合の管理者が、住民の建設受入れ採決前に、坊岡地区住民が合意したかのように発言している。建設予定地の土地所有者が不売宣言を行っており、これらの土地には立木トラストが実施され、環境保護団体、個人が建設反対の地主を支援している。また、隣接地区をはじめ、その他の竹野町内でも多くの住民が建設反対の運動を行っており、施設の建設反対署名約3,200名が集まったにもかかわらず、行政が強引に推し進めようとしている。坊岡の建設受入れ採決において、全住民の投票への参加や女性の発言などの許可を提案したが、戸主会議という名目ですべて無視され、戸主1票という形をつけて採決されたことは、男女参画基本法違反である。また、森本地区では、当日欠席の親戚に委任された男性が、戸主でないとして出席を拒否された。このような状況での採決にどのような有効性があるのか。」というものでした。

これらの意見に対する県の考え方としましては、候補地選定委員会により、豊岡市竹野町森本・坊岡地区が選定され、地元地区説明を経て平成20年12月に地元2自治会と事業者で施設建設に関する基本協定を結んでいることから、両地区とも地元自治会としての合意が得られているものと考えています。

事業者はこれまでも広報誌の発行、ホームページによる情報公開や竹野町民を対象とした先進事例視察、説明会などを行ってきており、今後も住民の皆様のご理解とご協力がいただけるよう、引き続き十分な説明が行われていくものと考えております。

また、坊岡地区の意思決定については、実際に女性も採決に加わっており、排除した事実はないと聞いております。

なお、地区の意思決定の方法につきましては、住民自治の観点から、各々の地区において決めていただくべきものと考えております。

続きまして、7ページの(4)をご覧ください。

4つ目はその他で、「施設メーカーの談合、予定地買収や決定に係る贈収賄事件などマスコミ報道がある広域ごみ・汚泥処理施設に反対である。」というものでした。

これにつきましては、都市マスとは関係のない意見ではありますが、事業者において関係法令を遵守し、適切に進められていくものと考えております。

以上のことから、北但広域ごみ処理施設の記載は原案のとおりとしております。

最後に、4つ目の意見についてご説明いたします。国道482号〔鶴岡道路〕についてです。

意見は、「旧日高都市マスにあった国道482号〔鶴岡道路〕計画を旧プランのまま引き継ぐことに同意できない、行政は反対意見に謙虚に耳を傾け、理性的な説得と話し合いで解決を図るべきである。国道482号〔鶴岡道路〕計画の廃止もしくは見直しを求めるとともに、行政主導のこれまでの都市計画手法を改めるよう求める。」というものでした。

これにつきましては、県の考え方は、鶴岡八丁線の都市計画案につきましては、鶴岡区ほか関係地区を対象に説明会を複数回開催し、地域の方々に道路の必要性や構造についておおむね理解いただいております。また、平成20年3月に豊岡市が策定した市マスに国道482号〔鶴岡道路〕の整備が位置付けられており、豊岡市の目指す都市計画の方針とも整合しているものと考えております。

平成22年度には、鶴岡橋の架け替え工事に着手する予定となっており、このような状況を踏まえ、都市マスに位置付けることとしております。

以上で、豊岡都市マスの案縦覧時における意見書の説明を終わります。

続きまして、浜坂と香住都市マス素案に対する公聴会の意見についてご説明いたします。公述意見の内容が重複するものがございますので、両区域併せて説明させていただきます。

浜坂都市マスの素案について7名、香住都市マスの素案について8名の公述申出がありました。

参考資料1の7ページをご覧ください。

すべての公述人から森本・坊岡地区に建設予定の北但広域ごみ処理施設についての公述意見がありました。先ほど、豊岡都市マスの意見書のところで説明した同様の意見のほかに、8ページから9ページに、「広域ごみ問題は1市2町の住民投票で問うべき。」「建設予定地でない浜坂・香住の都市マスに書く前に森本・坊岡周辺の了解を得る手だてを講じないのは不公平。」「ごみを他の町で処理する必要はない。」という意見がありました。

これらの意見に対する県の考え方は、先ほど豊岡都市マスの意見書のところでご説明したとおりでございます。よって、本案のとおりとしました。

その他の公聴会の意見としまして、浜坂都市マスの素案に対して4点ございました。

1点目は、7ページ番号2にある主要地方道浜坂井土線について、「歩道整備を最優先に行ってほしい。」というものです。

これにつきましては、来年度完成に向けて計画的に整備を推進しているところでございます。

2点目は、同じく番号2、「JR浜坂駅の南北自由通路についてです。」「当該通路は、大学誘致構想があり、その中で計画されたもので、現時点で必要性はない。」また、9ページの番号7に「4億円以上かかるということだが、だれが希望しているのか、本当に地域の要望を吸い上げたのか。」というものでした。

これにつきましては、当初、安全確保と利便性向上の観点から事業化することとしていましたが、新温泉町において、国の支援制度の動向も見ながら事業を再検討することとなったため、記載しないこととしました。

3点目は、番号7で、「地震時の情報の根源はラジオだと言われているが、新温泉町はラジオが入らない。主な施設に防災情報に関して記載がないが、県はどこを向いて情報、防災と言っているのか。」というものです。

これにつきましては、新温泉町による既存システムを活用し、災害発生時、被災時における県民への情報提供のさらなる充実を進める方針としております。

最後に、4点目ですが、同じく番号7です。「住民のための政策の推進、夢のある楽しいまちづくりをお願いしたい。」というものでした。

これにつきましては、だれもが暮らしやすく社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりは重要と考えており、都市マスにもその旨を記載したところでございます。また、まちづくりの主体は市町であり、新温泉町が中心となって高齢者や障害がある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境等の確立を目指すこととしております。

以上で、浜坂と香住都市マスの公聴会の意見の説明を終わります。

これらの意見を踏まえ策定した都市計画案を、いただいた意見と県の考え方と併せて、今年1月19日から2月2日まで案縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、八鹿と和田山都市マス素案に対する公聴会の意見についてご説明いたします。公述意見の内容が重複するものがございます。両区域併せて説明をさせていただきます。

八鹿都市マス素案について2名、和田山都市マスの素案について4名の公述申出がありました。

参考資料1の15ページをごらんください。

八鹿と和田山都市マス素案の両方に対して、南但ごみ処理施設に関する公述意見がありました。ご意見の要旨と県の考え方は豊岡都市マスでご説明したとおりでございます。

なお、八鹿、朝来両市のごみ政策としては、旧養父郡・朝来郡8町議会において、ごみ処理広域化事務を南但広域行政事務組合により行うとの議決がなされています。

また、南但ごみ処理施設については、地元地区総会において受入れが承認されていること、都市計画決定権者である両市が全市域を対象とした説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の募集を行い、両市の都市計画審議会の審議を経て平成21年6月に施設としての都市計画決定をしていること、さらに、現在、用地買収契約が終わり現地着手していることから、地元の合意が得られているものと考えております。

以上によって、本案のとおりとしました。

南但ごみ処理施設以外の公聴会の意見としましては、八鹿都市マス素案に対して3点ございました。

1点目は、16ページの都市機能の集積について、大型商業施設の立地について、工業地の設定に関するものなどでした。

2点目は、都市計画に関する市の方針についてです。意見は、「市の方針は間違っている。商工業や宅地分譲などは都市計画区域外ですべきでない。」というものでした。

これらにつきましては、県として、大型商業施設の立地については、一定の都市機能の集積があり、都市基盤が整備された都市拠点等を配置することが望ましく、適正な立地誘導・抑制を図る必要があると考えております。

工業地については、市の推進計画で八木地区と伊佐地区を工業適地として、工場誘致地域に位置付けています。

最後に、3点目の公述意見として、「区域区分については絶対にしないこと。」というものでした。

これにつきましては、過度な人口集積等はなく、区域区分は定めないこととしております。

以上で、八鹿と和田山都市マスの公聴会の意見の説明を終わります。

これらの意見を踏まえて策定した都市計画案を、いただいた意見の概要と県の考え方も併せて今年の1月19日から2月2日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、公聴会と案縦覧時の意見と県の考え方についての説明を終わります。

そして、本案につきまして、関係市町に意見聴取をしたところ、異存なしとの回答をいただい

ております。

以上で、第14 - 1号から第14 - 5号議案の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんか。

なお、お手元の意見書の写しに記載されております提出者のお名前等は、個人情報等を保護するため、1ページ目にあります一覧表の左端の番号に読み替えてご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。ございませんか。

はい、どうぞ。

27番 第14 - 1号議案に反対の立場から、具体的にその理由を申し述べます。

1つは、自動車専用道路として鳥取豊岡宮津自動車道が建設をされていますが、新たに豊岡道路をつくる計画が盛り込まれています。これは設計速度80キロで4車線の計画ということですが、自動車交通予測も不明となっている中、計画に盛り込むのは疑問がある、そういう点で反対です。

次は、主要幹線道路の鶴岡道路についてです。先ほどの意見にもありましたけれども、住民からは反対の意見が出ており、住民合意がまだなされていないということで、慎重に住民合意を進めるべきであると考えます。よって、計画に盛り込むのは反対します。

次はごみ焼却場・ごみ処理場の北但広域ごみ・汚泥処理施設について反対の意見を述べます。

豊岡市竹野町森本・坊岡に建設予定のごみ処理施設についてですが、そもそも、県のごみ処理広域化計画そのものについて、私たちはこれまでも反対を言ってきましたけれども、ダイオキシン対策を理由に24時間燃焼させ、そのため膨大なごみの量が必要になってきます。そういうことで単独の自治体ではできないので広域化する、それを市町に押し付けているというのが県の政策です。

ごみの減量化を目指して、温暖化防止のためのごみ対策が世界でも大きく進められている中で、県の広域化計画はその流れに逆行するものであり、見直しが必要だと考えます。そして、既に単独整備の計画に戻しているという自治体も多々生まれてきています。多額の費用をかけて住民に財務負担増になる、環境にも負荷となる過大な広域ごみ処理計画そのものに反対をいたします。

2つ目の理由として、北但広域ごみ・汚泥処理施設の予定地とされている森本・坊岡地区など地域住民の強い反対の声と世論のあり方は、先ほどの意見書等にも出てきたとおりです。しかも、豊岡市が当該地を指定して施設の都市計画決定をしていない中で、先行して県のマスタープランにこの当該地が書き込まれているということに対しては、非常に問題があると考えます。先ほども地元自治会との基本

協定を根拠に挙げておられますが、意思決定の段階で戸主会議等が行われ、女性の参加は排除されていたことなどが問題となっています。女性が排除されていないというような答弁がありましたけれども、兵庫県男女共同参画申出処理委員会が調査を行い、そして、実効性ある意識啓発を求める助言等がなされていることから見ても、意思決定のあり方に問題があると考えます。

よって、意思決定そのものについても見直しが必要であると考えます。

もう一つの理由は、住民への情報提示が十分に行われていない中で、ごみ処理施設計画が県のマスタープランに盛り込まれているという点です。公聴会への多数の公述申出、あるいは本審議会への132件にも及ぶ意見書提出等に見られるように、住民合意は得られていないということは明らかであります。

よって、この計画を盛り込むことには反対を表明します。

次に、第14 - 2号議案について、反対の意見を述べます。

具体的には、浜坂都市計画区域の自動車専用道路、鳥取豊岡宮津自動車道〔浜坂道路〕の新設の計画についてです。これは、自動車専用道路として245億円をかける計画です。事業評価では14分かかるところを6分短縮できるとありますが、費用対効果が疑問であると考えています。

よって反対を表明します。

もう一つは、北但広域ごみ・汚泥処理施設について。これについては、先ほど14 - 1号議案で意見を述べたとおりの同様の理由で反対です。

次は、第14 - 3号議案について反対を表明します。

その理由の一つは、自動車専用道路、鳥取豊岡宮津自動車道〔余部道路〕、香美町香住区森～余部の部分ですけれども、浜坂都市計画区域マスタープランの変更のところ、14 - 2号議案で述べたとおり、同様の理由で鳥取豊岡宮津自動車道の建設計画については見直すべきと考えます。

もう1点の理由は、北但広域ごみ・汚泥処理施設、これについても、14 - 1号議案で反対意見を述べた同様の理由によって反対です。

次は、第14 - 4号議案について反対を表明します。

その一つは、ごみ焼却場・ごみ処理施設、南但広域ごみ処理施設についてです。これについても、県のごみ処理計画はごみの減量化に逆行しています。同様の趣旨で、同様の理由によって反対を表明します。住民の合意もなく、計画の見直しを行うべきであると考えます。

次は、第14 - 5号議案について反対を表明します。

その理由は、南但ごみ処理施設計画についてです。先ほど申し述べたとおり、ごみ処理施設の広域化に反対するとともに、施設予定地の周辺住民からの建設反対の声が根強くあり、住民合意

がなされていないまま計画を進めることには反対です。

以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。

そのほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので。

ありますか。はい、どうぞ。

17番 先ほどは、場所をどうするかとか、いろいろ反対の意見が述べられましたけどもね、施設の整備、それから都市計画マスタープランというのは、基本的には別問題の話であってね、都市計画区域のマスタープランを作っていくというのは、この審議会で審議するということであって、本来、悪いプランはないと思います。

それからもう一つ。施設の整備をどこにするかというのは、いろいろ議論もあり、反対意見もかなりありましたけれども、これはやはり、地域で議論をやっていただいて、決定していただくことであって、要するに、地域のことは地域で決めていただくというのが本来の筋である。マスタープランに書き込まれているからといっても、その地域のどこに整備するかどうかはですね、基本的にはその地域の首長、議会、そして地域住民、利害関係者等でいろいろ話をして決めることである、と私は思っています。それをこの都市計画審議会を巻き込んで、いろいろ議論するというのは、全く別次元の話だと私は思いましたんでね、あえて申し上げておきます。

議長 ご意見として承りたいと思います。

そのほかになだれかおられないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

まず第14 - 1号議案「『豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数でございますので、第14 - 1号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第14 - 2号議案「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。



(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、第14 - 2号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第14 - 3号議案「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、第14 - 3号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第14 - 4号議案「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、第14 - 4号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第14 - 5号議案「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、第14 - 5号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは続いて、第15号議案「津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域の変更」並びにそれに関連します第16号議案「津名都市計画道路の変更」、第17号議案「津名都市計画公園の変更」、第18号議案「淡路・東浦都市計画道路の変更」、第19号議案「淡路・東浦都市計画公園の変更」、第20号議案「淡路・東浦都市計画緑地の変更」及び第21号議案「北淡都市計画道路の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第15号議案「津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域の変更」についてについてご説明いたします。

お手元の議案書は459ページ、議案説明資料1は11ページでございます。座って説明させていただきます。

前面スクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画区域の見直しに関するこれまでの経緯をご説明いたします。

今回の都市計画区域の見直しに際しては、第3号議案でご説明したとおり、都市計画区域の再

編や都市マスの見直しの基本方針となる「見直し基本方針」を平成19年7月に策定しております。

この見直し基本方針では、市町合併により、合併後の市町域が同一の都市圏を形成している場合には、市町域が同一の都市計画区域に含まれるよう指定することが望ましいとしており、単一行政区域に複数の非線引き都市計画区域が併存する場合にあっては、現況や今後の都市の一体性について検討し、市町合併前から日常生活圏、土地利用、交通網などの結びつきがある場合や、合併後の新市建設計画等によって一体的な都市として将来像が示されることが想定される場合には都市計画区域を統合するなど、地域の個別の状況に応じて適切に判断することとしております。

正面のスクリーンには、見直し後の淡路都市計画区域の位置をお示ししております。

淡路市域につきましては、都市計画区域指定調査の結果や、「津名郡5町新市まちづくり計画」を踏まえ、旧町単位を基本に指定していた津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域を統合し、一体の都市として淡路都市計画区域に変更することとしました。

なお、淡路市へ本案についての意見聴取をしたところ、異存なしとの意見をいただいております。

以上で、第15号議案についての説明を終わります。

引き続き、第16号議案「津名都市計画道路の変更」、第17号議案「津名都市計画公園の変更」、第18号議案「淡路・東浦都市計画道路の変更」、第19号議案「淡路・東浦都市計画公園の変更」、第20号議案「淡路・東浦都市計画緑地の変更」及び第21号議案「北淡都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書は469ページでございます。資料1では12ページをご覧ください。

これらは、ただいまご説明しました津名都市計画区域等の変更に伴う都市計画の名称の変更でございます。

前面スクリーンをご覧ください。

津名都市計画区域や、淡路・東浦都市計画区域と北淡都市計画区域において、既に決定されている県決定の各都市計画の冠についている名称を、津名、淡路・東浦、北淡から、それぞれ淡路に変更するもので、都市計画の内容そのものを変更するものではありません。

なお、お手元の資料1の13ページに記載しております市決定の都市計画につきましても、淡路市において同様の変更を行うこととしております。

以上で、第16号議案から第21号議案についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問またはご意見はございま

せんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第15号議案「津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び北淡都市計画区域の変更」について、審議会の意見を求めるというものですが、適当と認めてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第15号議案については、適当と認めることといたします。

次に、第16号議案ないし第21号議案については、原案のとおり可決してよろしいか。

(賛成者挙手)

議長 ご異議がないようですので、第16号議案ないし第21号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは続いて、第22 - 1号議案「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、第22 - 2号議案「『津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『淡路・東浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」並びに第22 - 3号議案「『南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『西淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 都市計画区域マスタープラン(淡路地域)についてご説明いたします。

議案は第22 - 1号議案 洲本都市計画、第22 - 2号議案 津名、淡路・東浦及び北淡都市計画、第22 - 3号議案 南淡、西淡及び緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更です。

議案書は481ページからです。座って説明させていただきます。

正面スクリーンをご覧ください。策定の範囲は、スクリーンでお示ししている、洲本、淡路、南あわじの3つの都市計画区域です。

「第1 共通事項」等の内容につきましては、第3号議案でご説明いたしましたので、淡路地域の各都市計画区域の都市計画の方針からご説明いたします。

まず、「第2 洲本都市計画区域」です。議案書は501ページからです。

洲本都市計画区域は、自然と共生、交流の促進、生活都市、安全安心の4つの都市づくりを目標に掲げています。洲本都計では、都市拠点として市役所周辺を、また、広域連携軸として神戸淡路鳴門自動車道などを位置付けています。

続いて、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行が想定されない

ため、区域区分は定めないこととしています。

次に、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)土地利用に関する方針では、住宅地は中心市街地周辺に配置することとし、商業・業務地等につきましては記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針としては、森林や河川などを水と緑の連携軸とし、自然環境の保全整備などを図ることとしております。

次に、(3)都市交通に関する方針として、主要幹線道路などの整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築し、(4)都市環境に関する方針として、緑地、水辺空間の利活用などを進めることを記載しております。

次に、(5)市街地整備に関する方針です。既成市街地において、都市機能等の向上を図ること、(6)の都市防災に関する方針として、地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置を、(7)景観形成に関する方針として、丘陵地における緑化などの緑の風景を保全することとしています。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の511ページ・512ページに記載しています。主なものを図示したものが、議案書537ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

続いて、「第3 淡路都市計画区域」です。議案書は513ページからです。

淡路都市計画区域は、自然・文化を生かす、地域の交流、うるおいある暮らし、安全安心の4つの都市づくりを目標に掲げています。淡路都計では、生活拠点として各総合事務所周辺等を、特定機能拠点として淡路島国際公園都市を、また、広域連携軸として神戸淡路鳴門自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分は定めないこととしています。

続いて、「3 都市計画に関する方針」です。

(1)の土地利用に関する方針では、住宅地は既成市街地周辺に配置することとしています。商業・業務地につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針では、森林や河川などを水と緑の連携軸とし、自然環境の保全整備などを図る、(3)の都市交通に関する方針として、主要幹線道路等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築することとしております。

続いて、(4)都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、既成市街地において都市機能等の向上を図ることなどを記載しております。

続いて、(6)都市防災に関する方針です。地域防災拠点となる公共・公益施設等の系統的な配置

などを、(7)の景観形成に関する方針としては、丘陵地における緑化などの緑の風景を保全することとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の523ページに記載していますが、主なものを図示したものが議案書539ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

最後に、「第4 南あわじ都市計画区域」です。議案書は524ページからです。

南あわじ都市計画区域は、自然を生かした、持続的発展可能な、交流、安全安心の4つの都市づくりを目標に掲げています。南あわじ都計では、都市拠点として市(いち)地区を、生活拠点として各庁舎周辺等を、また、広域連携軸として神戸淡路鳴門自動車道などを位置付けています。

次に、「2 区域区分の有無及び方針」です。急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分は定めないこととしています。

「3 都市計画に関する方針」では、(1)土地利用に関する方針として、住宅地は既成市街地周辺に配置し、商業・業務地につきましては、記載のとおりでございます。

(2)の自然的環境に関する方針として、森林や河川などを水と緑の連携軸とし、自然環境の保全整備を図ることとしています。

(3)の都市交通に関する方針としまして、主要幹線道路等の整備を推進し、交流・連携を図る道路網を構築することとしております。

(4)の都市環境に関する方針では、緑地、水辺空間の利活用などを、(5)の市街地整備に関する方針では、既成市街地において都市機能等の向上を図り、津波などの危険性が高い地域は避難路や避難地の整備を自主防災組織とともに進めることを記載しております。

続いて、(6)都市防災に関する方針です。広域防災拠点を中心に、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置します。また、津波対策では、福良港津波防災ステーションの活用を図ることを記載しております。

(7)景観形成に関する方針としては、山地や田園などの景観との調和に配慮した魅力あるまちなみ環境の形成を図るほか、丘陵地における緑化などの緑の風景を保全することとしております。

「4 主要な都市施設等の整備目標」は、議案書の534ページ・535ページに記載しています。主なものを図示したものが、議案書541ページとスクリーンにお示ししている参考図でございます。

以上が都市計画案の内容でございます。

続いて、本案の策定に当たりまして行った公聴会での意見と、それに対する県の考え方についてご説明をいたします。

お手元の参考資料1の19ページをご覧ください。

洲本都市マスの素案について、1名の方から公述申出がございました。

いただいた意見は、「洲本市の大浜公園の道路を隔てた前の商業地域の中に、一部、風致地区の網がかかっており、建築制限によって観光開発の妨げとなっている。この箇所の風致地区の解除をマスタープランの中に入れていただき、ぜひ解除いただきたい。」というものでした。

この意見に対する県の考え方としましては、洲本市の風致地区は城下町として形成された中心市街地を取り囲む自然景観を保全するために指定されたものであり、特に三熊山風致地区は洲本市の城下町たる象徴的な景観形成に大きく寄与しています。したがって、本マスタープランにおきましても、風致地区等を積極的に活用して、地域特性に応じた景観の保全と創造に取り組むこととしています。指定地区の個別具体的見直しにつきましては、今後、洲本市のまちづくりの取組との整合を図りながら検証したいと考えております。

これらの都市計画案を、本年1月19日から2月の2日まで、公述意見の要旨と県の考え方と併せて2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係市に意見聴取をしたところ、異存なしとの意見をいただいております。

以上で、第22 - 1号議案から第22 - 3号議案までの説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第22 - 1号議案「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第22 - 1号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第22 - 2号議案「『津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『淡路・東浦洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第22 - 2号議案については、原案のとおり可決いたします。

次に、第22の3号議案「『南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『西淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』及び『緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の変更」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第22 - 3号議案については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては以上です。この結果は直ちに知事あてに答申することといたします。

それでは次に、建築基準法第51条ただし書関係の審議に移ります。

第23号議案、加東市に係ります「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」を上程いたします。これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第23号議案、加東市におきます「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」をご説明いたします。

議案書545・546ページ、議案位置図547ページをお開きください。

このたび付議します産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置するもので、食品工場等から排出される汚泥の脱水処理を行い、固形燃料や油燃料に再資源化することを目的としております。

当施設におきましては、現在、小規模な汚泥の脱水処理を行っておりますが、今回、敷地内に増築等をし、処理能力を増加させるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となります。

前面スクリーンをご覧ください。位置図によりご説明いたします。

当施設の敷地の位置は、赤色でお示ししている場所で、加東市と西脇市の市境に位置し、市街化調整区域となっております。主な交通網ですが、中国自動車道滝野社インターチェンジ、それから国道372号、それから国道175号がございます。敷地の位置は、国道175号から県道を通りまして約1キロメートルのところに位置しております。

次に、周辺建物の用途別現況図によりご説明いたします。

赤色でお示ししているのが敷地の位置で、施設の影響範囲と考えております半径300メートルの範囲の建物の用途別現況を色分けしてお示しております。

敷地は山林に囲まれておりまして、その山林を隔てて、桃色で示しております商業系の建物、黄色で示しております住居系の建物がございます。また、今回の申請者の本社が隣接地にございます。少し離れて2つの集落がございます。南側の集落までの距離は約300メートル、西側の集落までの距離は約150メートルでございます。

次に、配置図によりご説明いたします。現況と計画の配置図でございます。

左の図が現況図でございます。現在、廃棄物処理施設と車庫がございます。廃棄物処理施設におきましては、1日当たり最大8立方メートルの汚泥の脱水を行っており、この処理能力は、法第51条ただし書の許可の対象となる1日当たり10立方メートルは超えておりません。車庫につき

ましては、廃棄物の収集運搬用車両の車庫となっております。

右の図が計画図でございます。現在の車庫の部分を今回、廃棄物処理のスペースに変更し、全体で1日当たり最大40立方メートルの汚泥の脱水処理を行うこととなります。また、収集運搬用車両の車庫、それから再資源化した製品の保管庫、新たな事業に係る事務所を増築します。

次に、当施設における廃棄物の処理工程を簡単にご説明いたします。

周辺の食品工場等から搬入する汚泥、動植物性残渣、廃酸、廃アルカリ、廃油を練りませながら熱を加え予備処理をします。次に、油温減圧式脱水、これは予備処理された廃棄物の中に含まれる廃油で、その他の廃棄物をてんぷらを揚げるように脱水処理を行うものでございます。次に、遠心分離機により固形燃料と油燃料に分離させ、それぞれが製品となります。

次に、搬入・搬出における車両の通行ルート図によりご説明いたします。

搬入する廃棄物の大部分は、北播磨地域で排出されるもので、国道175号から県道を経て当施設に搬入します。搬出する製品の多くは、県道、国道175号、それから、中国自動車道を通して姫路方面に出荷されます。

前面の県道の交通量は、平日の朝7時から夜7時までの12時間で約4,200台でございます。今回の事業拡大により増加する車両の台数は、1日当たり最大10台程度であり、周辺の交通に支障を及ぼすものでないと考えております。

以上のことから、当施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと判断しております。

参考までに周辺環境への影響でございますが、事業者において、事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を実施しております。その結果、当処理施設が周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、生活環境保全上支障がないものと環境部局からの報告を受けております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

議長 はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第23号議案「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」については、原案のとおり可決してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)



議長 ご異議がないようですので、第23号議案については、原案のとおり可決いたします。

以上で、建築基準法第51条ただし書の案件につきましては終了いたしました。この結果は、直ちに特定行政庁である知事あてに答申することといたします。

以上で、本日予定しておりました案件はすべて終了しました。

それでは、これをもちまして、平成21年度第4回の審議会を閉会いたします。

皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 午後 4時42分

## 平成21年度第4回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成22年3月31日 午後2時～午後4時42分  
場 所：農業共済会館（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	今 西 珠 美	流通科学大学准教授	
	大 内 麻水美	弁護士	
	沖 村 孝	神戸大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸大学教授	
	上甫木 昭 春	大阪府立大学教授	
	坂 下 玲 子	兵庫県立大学教授	
	西 浦 道 雄	兵庫県農業会議副会長	
	野 崎 瑠 美	建築士	
	原 口 和 夫	財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長	
	三 輪 康 一	神戸大学准教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	塚 本 和 男	農林水産省近畿農政局長	代 理
	深 野 弘 行	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	原 喜 信	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	北 村 滋	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	蓬 菜 務	小野市長（兵庫県市長会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	原 亮 介		
	原 テツアキ		
	石 井 秀 武		
	大塚 たかひろ		
	岸本 かずなお		
	杉 本 ちさと		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	吉 田 謙 治	神戸市会議長	
	山 口 雄 三	多可町議会議長（兵庫県町議会議長会）	